

新型コロナウイルス感染症 大津市のこれまでの対応と 今後の対策について



大津市

〒520-8575
滋賀県大津市御陵町3番1号

<TEL>
077-523-1234
<URL>
<http://www.city.otsu.lg.jp/>

中間報告

1. はじめに	…P 2
2. 感染者の動向	
(1) 流行曲線（発症日別）	…P 3
(2) 陽性率（7日間移動平均）	…P 4
(3) 性別・年代別陽性者数	…P 5
(4) 感染経路別陽性者率（推定感染源含む）	…P 6
3. 外来診療（検査体制）	
(1) 本市におけるPCR検査等の実施状況	…P 7
(2) 検査体制	…P 8
4. 検査実績	…P 9
5. 市民相談体制	
(1) 経緯・相談件数	…P 10
(2) 帰国者・接触者相談センターの相談件数の推移	…P 11
6. 感染拡大防止	
(1) 保健所の体制強化	…P 12
(2) これまでの対応と今後の対策	…P 13～P 14
7. これまでの対応と今後の対策	
(1) 広報活動	…P 15～P 17
(2) 市民相談体制	…P 18～P 19
(3) 対策本部会議	…P 20～P 21
(4) 施設業務	…P 22～P 23
(5) イベント	…P 24～P 25
(6) 市役所業務	…P 26～P 29
(7) 緊急対策（生活、経済・「新しい生活様式」）	…P 30～P 37
(8) 小中学校・幼稚園等	…P 38～P 40
8. 業務継続計画の見直し	…P 41～P 42

1. はじめに

2019年12月以降、世界中に拡散している「新型コロナウイルス感染症」の感染者数は、世界全体で2千万人を超え、国内では6万人を超えています。

国内では、2020年1月16日に初めて感染が発生し、政府は3月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を改正され、4月7日には7都道府県に、4月16日には全国を対象に「緊急事態宣言」が発出されました。

滋賀県では、3月5日に県内初の感染確認後、4月16日の「緊急事態宣言」を受け、外出自粛等により人と人との接触機会を低減する「滋賀1/5ルール」を提唱、5月14日には「社会経済活動の再開」と「感染者が再度増えてきた際の対策強化」を図るため、客観的指標により3段階に分けたステージごとの対策を講じる「コロナとのつきあい方 滋賀プラン」を策定、5月29日には同プランに基づく6月1日以降の対応として、社会経済の活動レベルを引き上げるため、段階的に対策を緩和する方向性が示されました。

大津市では、現在も感染の終息が見通せない中、市民の皆様の命とくらしを守るために、感染拡大防止と社会経済活動の回復の両立を推進する多面的な対策を講じる必要があることから、これまでの新型コロナウイルス感染症にかかる対応を振り返り、今後の対策を迅速に実行できるよう、現時点での一定の取りまとめを行うこととしました。

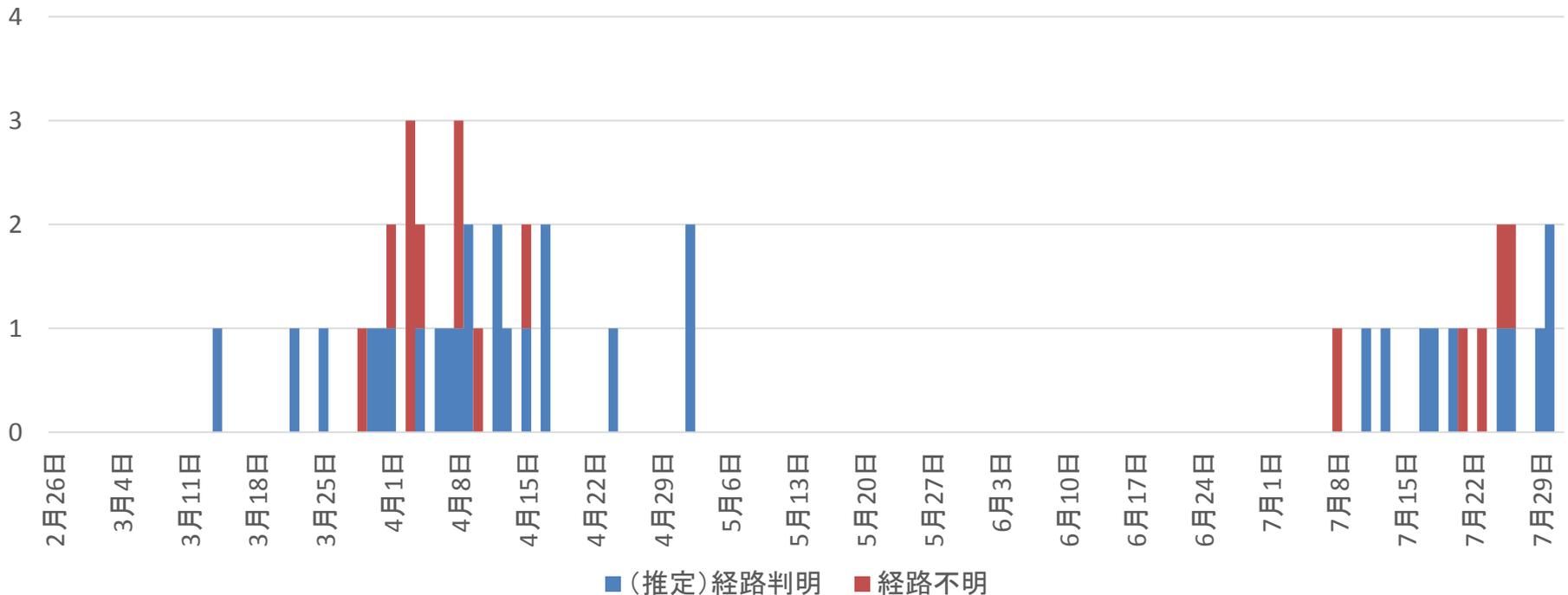
今後とも、感染状況を注視しながら、検査体制の充実を図るとともに、国や県の対策と合わせて、市民の皆様、事業者の皆様へ寄り添った取組を時期を逸することなく推し進め、大津の元気を取り戻してまいります。

令和2年8月 大津市長 佐藤 健司

2. 感染者の動向

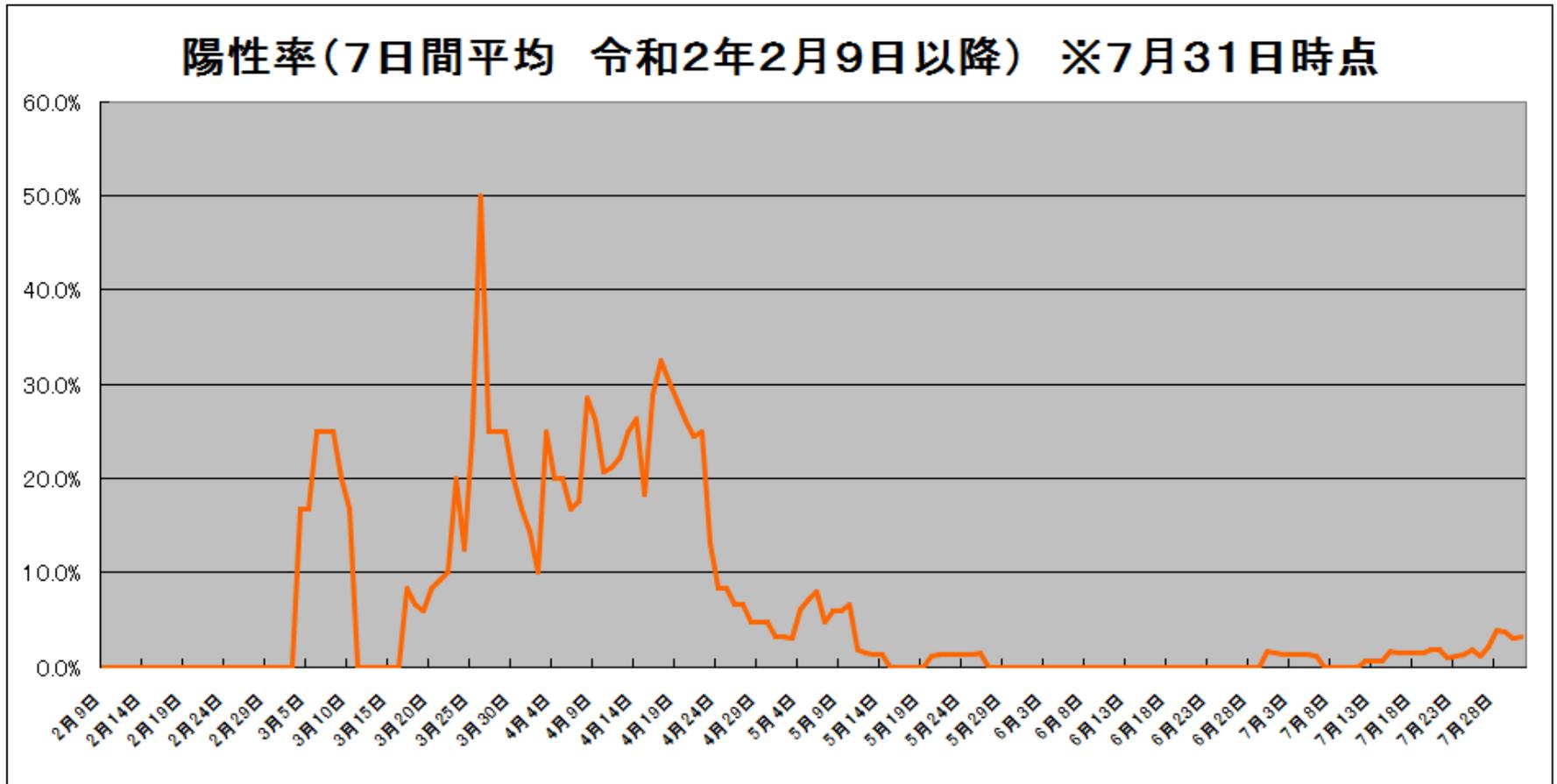
(1) 流行曲線（発症日別）

新型コロナウイルス感染症の流行曲線（発症日別）＜7月31日時点＞
（N=46人 再燃・無症状者除く）



大津市が発生地のものを計上。再燃・無症状は除く

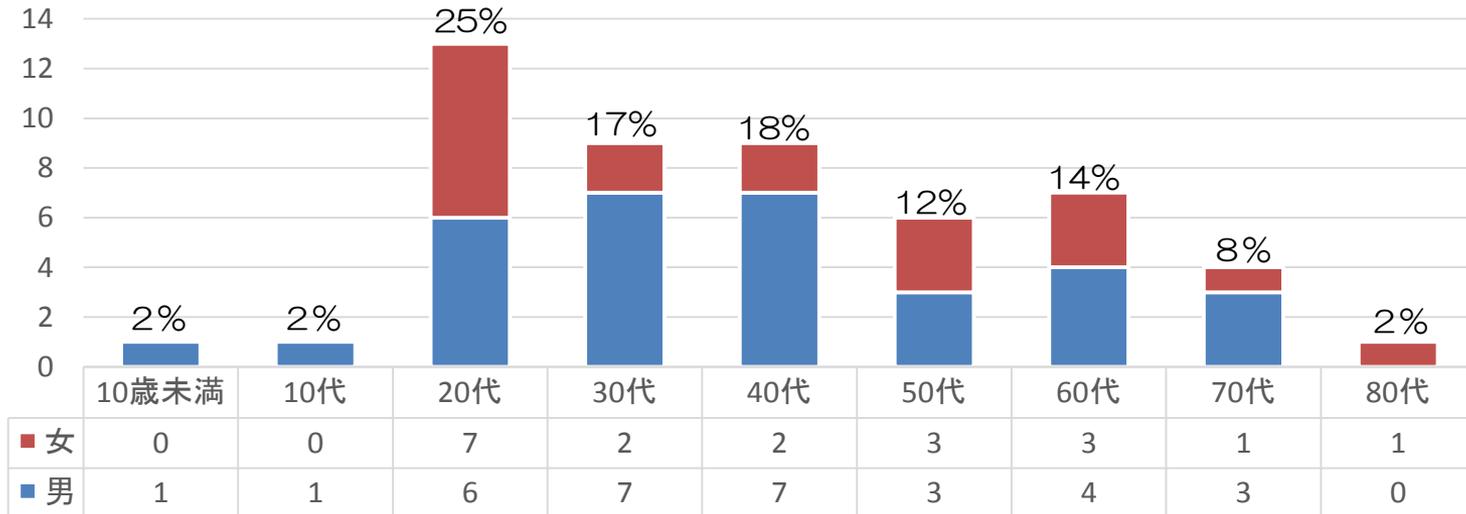
(2) 陽性率（7日間移動平均）



検査開始の2月9日からの全体平均は2.6%

(3) 性別・年代別陽性者数

(N=51人 無症状者含む) <7月31日時点>

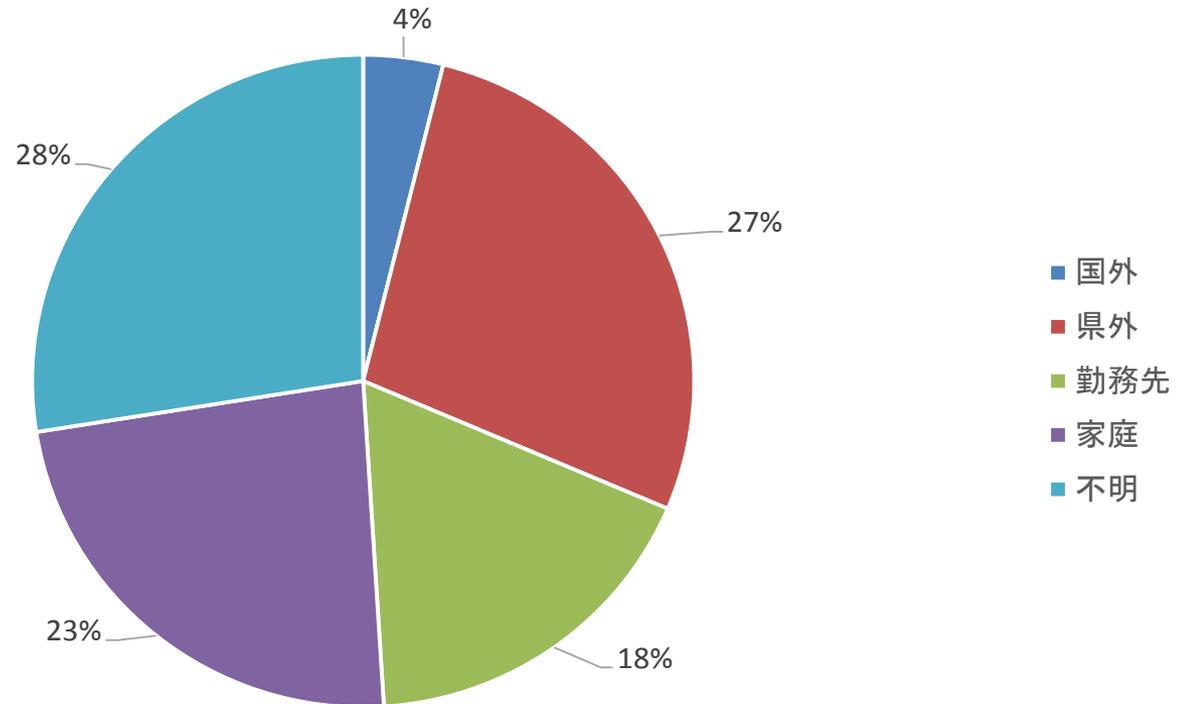


性別	陽性者数
男性	32
女性	19
計	51

男性の発症が多かった
20～30代の発症が約4割を占めていた

(4) 感染経路別陽性者率（推定感染源含む）

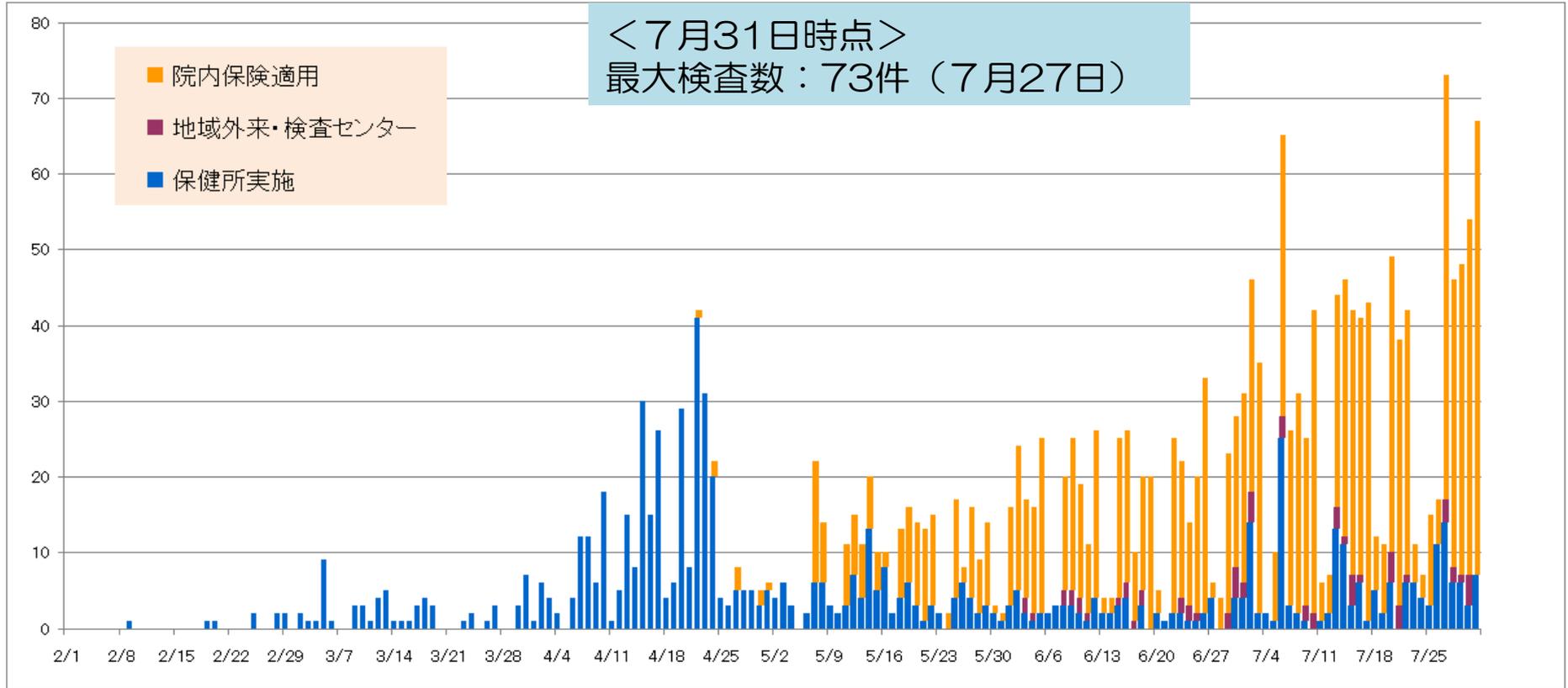
（N=51人 無症状者含む） <7月31日時点>



県外に勤務先があるものは「県外」として計算
 家庭内は「3密」の状態になりやすく、感染源になりやすい
 会食に限らず、クラスターが生じる環境であれば、職場も感染源となりうる
 約7割は感染経路が推定できていた

3. 外来診療（検査体制）

（1）本市におけるPCR検査等の実施状況



4月にクラスター発生による濃厚接触者が増加
5月以降、保険適用による院内検査の整備が進み、検査数が増加している

(2) 検査体制

①行政検査（保健所から滋賀県衛生科学センターに検査依頼）

- ・現在、衛生科学センターにおいて1日75件のPCR検査が可能
（別途、県が滋賀医科大学医学部附属病院に20件分の検査を委託）
- ・衛生科学センター以外の民間検査機関にPCR検査を依頼できる体制を整備（令和2年7月補正予算）

②保険適用による検査の実施

- ・感染症指定医療機関と同様の感染対策を行える医療機関については、保険適用によりPCR検査を実施することができるため、医療機関の意向を踏まえ、行政検査を委託し、患者の自己負担相当の費用を公費負担とする契約を締結
- ・契約済み医療機関：6医療機関（うち5医療機関はすでに検査を実施）

③大津市地域外来・検査センター

- ・帰国者・接触者相談センターを介さず患者が受診・検査できるセンターを設置
- ・市内設置数：2箇所（うち1箇所は県が委託）

4. 検査実績

本市におけるPCR検査等の実施状況（8月16日時点 速報値）

区分		対象	検査件数	検査結果		率	
5月31日まで 6月から疑似症届不要	01:疑似症 陰性	290	290	陰性	262	90.3%	A
	02:疑似症 陽性			陽性	28	9.7%	
03:濃厚接触者 陰性	04:濃厚接触者 陽性 05:濃厚接触者 不検査	338	315	陰性	303	96.2%	B
04:濃厚接触者 陽性				陽性	12	3.8%	
05:濃厚接触者 不検査					23		
06:医療機関から検査依頼 陰性	07:医療機関から検査依頼 陽性	178	178	陰性	178	91.8%	C
07:医療機関から検査依頼 陽性				陽性	16	8.2%	
08:本人申出 陰性	09:本人申出 陽性	5	5	陰性	4	80.0%	D
09:本人申出 陽性				陽性	1	20.0%	
10:健康観察依頼 陰性	11:健康観察依頼 陽性 12:健康観察依頼 不検査	121	106	陰性	105	98.1%	E
11:健康観察依頼 陽性				陽性	2	1.9%	
12:健康観察依頼 不検査					16		
13:院内検査 陽性	14:地域外来検査センター 陽性	1618	1618	陽性	15	0.9%	F
14:地域外来検査センター 陽性		96	96	陽性	1	1.0%	
15:他圏域の検査で陽性	16:濃厚接触者として他圏域に依頼	14	14	陽性	14	100.0%	
16:濃厚接触者として他圏域に依頼		45					
行政検査計 (A+B+C+D+E)		924	886	陰性	852	93.5%	
				陽性	59	6.5%	
行政検査陽性	+ 保険適用検査 (F)	2638	2600	陽性	75	2.8%	

5. 市民相談体制

(1) 経緯・相談件数

2月 4日	帰国者・接触者相談センターを設置（同日に県も設置）	専用電話1台（公用携帯）
2月17日	国が「相談・受診の目安」を公表	
2月28日	専用電話を2台に変更（固定電話＋公用携帯）	
3月 8日	固定電話を増設し、健康保険部医療職で対応（固定電話4台＋公用携帯）	
4月 1日	夜間の相談窓口を県と一元化	
4月10日	帰国者・接触者相談センター業務の一部を委託	
5月 8日	国が「相談・受診の目安」を改定（37.5℃以上が4日の目安廃止）	
6月 1日	県が医療機関専用ホットラインを開設	

<帰国者・接触者相談センターの相談件数>

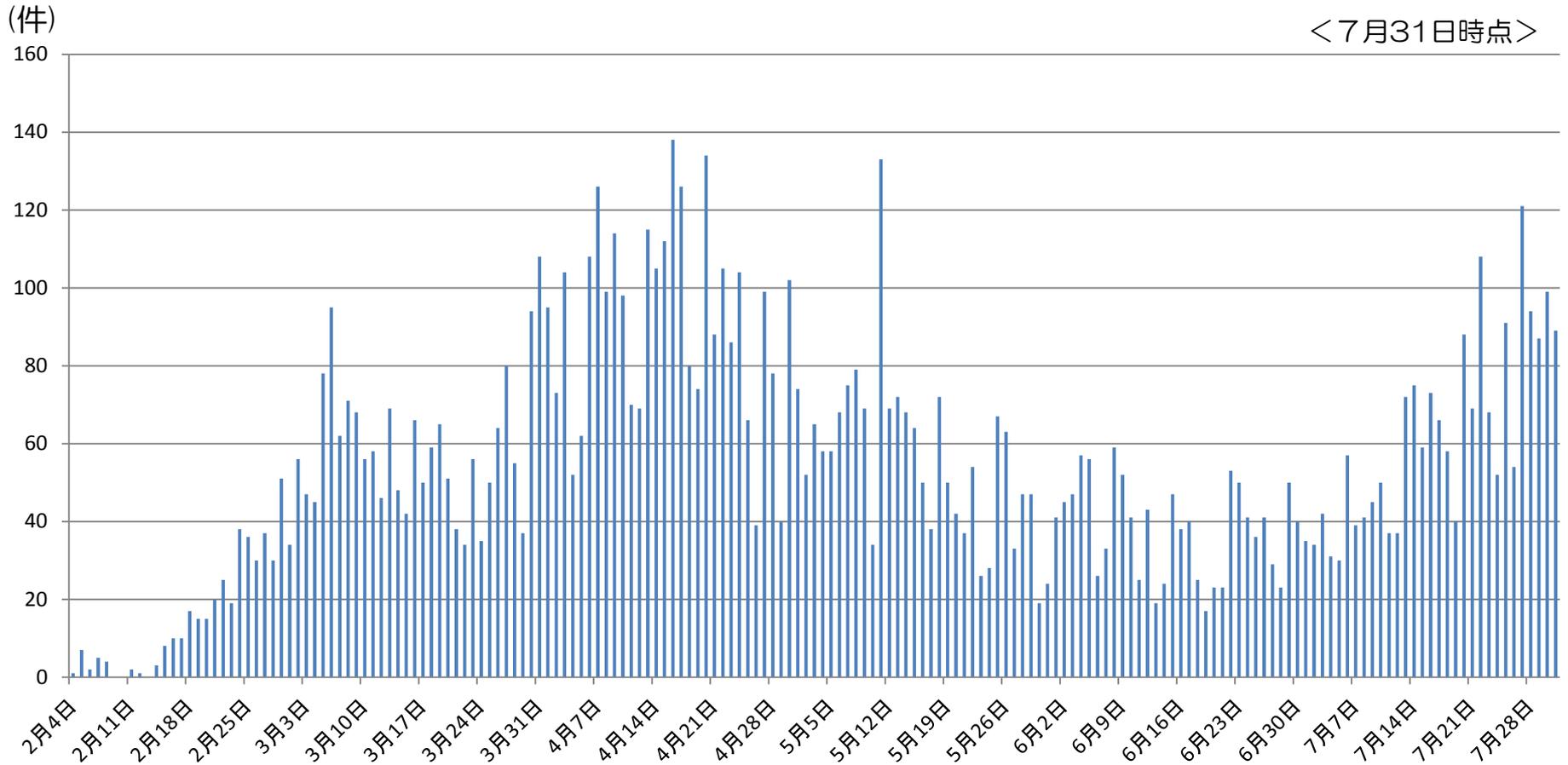
	件数	電話稼働率
2月	386	
3月	1,817	
4月	2,761	
5月	1,735	33%
6月	1,144	21%
7月	1,941	23%
計	9,784	

設置当初は市民への周知不足により
夜間に市役所に電話があった



市民周知を徹底

(2) 帰国者・接触者相談センターの相談件数の推移



相談件数は、全国、県の感染状況や大津市内の感染状況に比例

6. 感染拡大防止

(1) 保健所の体制強化

- 通常時16名（管理職2名、保健師8名、放射線技師1名、事務5名）
- 兼務職員の配置 最大時18名（管理職1名、保健師6名、薬剤師2名、事務6名、OB保健師3名）

体制（保健予防課）の推移		増員の累計		
		正規職員		OB保健師
		医療職	事務職	
3月12日	2名兼務（保健師1名、事務1名）	1名	1名	
4月1日	保健師（OB1名）採用	1名	1名	1名
4月15日	保健師（OB1名）採用	1名	1名	2名
4月20日	2名兼務（保健師1名、事務1名）	2名	2名	2名
4月27日	4名兼務（保健師3名、薬剤師1名）	6名	2名	2名
5月7日	7名兼務（保健師1名、薬剤師1名、事務5名）	8名	7名	2名
5月15日	保健師（OB1名）採用	8名	7名	3名
6月1日	兼務15名のうち、12名は本務所属に復帰 ※3名（保健師2名、事務1名⇒7月1日から新型コロナウイルス対策室配属）は継続、OB保健師の配属は継続			

※感染の拡大や発生規模等に応じ、保健予防課に職員を配置

市内の患者数や業務量のピークの後追いの体制整備となったため、感染者数の動向を予測し、事前の体制整備が必要

(2) これまでの対応と今後の対策

保健所保健予防課のこれまでの主な対応

- 帰国者・接触者相談センターの運用 9,784件
- 帰国者・接触者相談センターの人員体制の確保
- 検査の実施
 - ・ 行政検査 764件
 - ・ 帰国者・接触者外来 4箇所
 - ・ 大津市地域外来・検査センター 1箇所
 - ・ 保険適用による検査の契約締結病院 6箇所
- 積極的疫学調査
陽性者50件、施設調査20件、家族調査19件
- 陽性者への対応
 - ・ 入院勧告 154件
 - ・ 就業制限 318件
 - ・ 退院後のフォローアップ 121件

- 濃厚接触者の健康観察
 - ・ 濃厚接触者 1,586件
 - ・ 他市等依頼分 715件
 - ・ 検疫所依頼分 2,052件
 - ・ 健康観察チャットシステム等 924件
- 医療機関への情報発信（簡易なものは除く）
 - ・ 関係法令の施行・改正に関すること 19件
 - ・ 医療体制に関すること 11件
 - ・ 検査体制に関すること 5件
 - ・ 治療に関すること 5件
 - ・ その他 8件
- HER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム）の導入
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（国）、新型コロナ対策パーソナルサポート（県）の利用促進

保健所保健総務課・地域医療戦略室のこれまでの主な対応

- 県対策本部会議等への出席や県との連携による情報収集、病床確保等の対策を関係機関と調整
- PCR検査実施状況や結果について庁内関係部局に情報提供
- PCR検査センターで使用する衛生用品の確保・提供
- 他都市のPCR検査センター実施状況の調査
- 感染症指定医療機関や保健所等の衛生用品の確保
- 重点医療機関の財政支援について国・県へ要望
- 医療従事者向けの慰労金の早期支給の実現について県へ要望
- 感染患者の入院・治療実施医療機関（入院患者1人10万円）、帰国者・接触者外来を設置した医療機関（1医療機関あたり50万円）への支援金創設

(2) これまでの対応と今後の対策

新型コロナウイルス対策室のこれまでの主な対応

- 6月3日より大津市内に「大津市地域外来・検査センター」（大津PCR検査ポイント）を設置
PCR検査体制を拡充。1日10名程度の検体採取可。場所は非公表。9月末までを想定
- 市職員製作のビニールガウン10,000枚を市内医療機関等に配布
5月13日～29日に市職員（健康保険部・福祉子ども部）が医療用ガウンの代替としてビニール袋を利用したガウンを製作
- 滋賀エムケイ㈱と医療従事者の移動支援協定を締結
4月27日～5月31日に医療従事者の移動、医療機関・自治体の感染症対策業務の支援にジャンボタクシー等計6台を毎日使用



今後の対策 ーさらなる検査体制・医療従事者の支援の充実に向けてー

- 民間検査機関の確保、医療機関における検査体制の整備
- 検体搬送業務の委託
- 検査体制の充実に向けた関係機関等との協議・調整
- 「大津市地域外来・検査センター」（大津PCR検査ポイント）について必要に応じて期間を延長予定
- 受診相談体制に関する周知
- 国が模索している医療従事者の負担を軽減する新たな検査方法を注視し、検査方法に応じ医師会とも連携して情報共有
- 重点医療機関への財政支援は、国・県への要望を行いながら、本市としての支援策を検討
- 医療従事者への慰労金は実施主体である県に早期支給の実現を求めていく
- 介護施設等におけるクラスター発生による介護崩壊を防止する仕組みづくりを検討
- ビニールガウンについて、市民団体や職員有志による製作を検討

7. これまでの対応と今後の対策

(1) 広報活動

これまでの対応

広報おおつ

- | | |
|---------|---|
| ●3月1日号 | 咳エチケット、こまめな手洗いの感染症対策のお願い |
| ●3月15日号 | 市民一人一人の感染症対策のお願い、市の各種イベントなどの中止の可能性の周知 |
| ●4月1日号 | 手洗い方法、受診・感染症対策の相談窓口、事業者の皆様への支援制度の案内 |
| ●4月15日号 | 表紙に手洗いや3つの密の場所・行動を避けるといった感染拡大防止のお願い行動を掲載 |
| ●5月1日号 | 市民の皆様への市長メッセージ、ご家庭でのマスク等の捨て方、感染予防対策、社会福祉協議会の生活資金の貸付、市税・国民健康保険料等の納付・徴収猶予 |
| ●5月15日号 | 表紙に新型コロナウイルス感染症対策を掲載、市民の皆様への市長メッセージ、感染症対応フロー図、消費生活相談、転入届等の届出期間延長、建築物等新築届郵送受付、夏休みの市立児童クラブ入所受付延期、子育て応援！おうちでできる健康づくり |
| ●5月臨時号 | 特別定額給付金、支援等窓口、小規模事業者応援給付金、中小企業助成金、感染症の相談・受診の目安 |
| ●6月15日号 | 市民の皆様への市長メッセージ、避難時の感染症の備え、感染症に関する人権への配慮、市税等の税額決定通知書送付に伴う感染症拡大防止のための窓口納付回避協力依頼、就学援助費の申請期間延長、家計が急変した世帯の認定審査、子育て世帯臨時特別給付金、テイクアウト食品による食中毒予防、熱中症注意喚起、母子健康手帳郵送交付、子育て応援！おうちでできる健康づくり |
| ●7月1日号 | 表紙に新しい生活様式を掲載、国民健康保険・後期高齢者医療制度感染症に感染した被用者等にかかる傷病手当金、感染症の影響による離職や採用内定取り消しの方を対象にした市職員採用試験、子育て応援！おうちでできる健康づくり、乳幼児健診の説明内容の動画 |
| ●7月15日号 | 6月補正予算、おおつまちなかテラスプロジェクト「テイクアウトやテラス営業などのための路上利用の参加店舗の募集」、テイクアウト・デリバリー事業導入事業者への補助金 |

(1) 広報活動

これまでの対応

感染予防啓発

- 2月 6日 JR石山駅、大津駅、堅田駅での街頭啓発
市民センター、すこやか・あんしん長寿相談所、図書館、生涯学習センター、本庁窓口等にチラシ設置
- 2月10日 市内JR16駅にポスター掲示
- 2月12日 京阪電車24駅にポスター掲示
- 3月16日 自治会等に「新型コロナウイルス感染症への対応について」を配布

ホームページ

- 2月28日から「新型コロナウイルス感染症に関連したお知らせ」バナーを設け、情報を集約して発信
- 感染防止対策、相談窓口、「大津市地域外来・検査センター」、人権への配慮等について情報発信
- 感染者情報、給付金・猶予制度・経済対策等の支援、本庁舎の業務再開及び交替制勤務の実施等の緊急情報を発信
- 施設の休館・再開、施設の利用自粛、学校園の休校園・再開等、イベントの中止等について情報発信
- 食品衛生、宿泊施設の対応、家庭ごみの取扱い等について情報発信
- 国・県・交通機関からの情報を掲載
- 消防局のホームページでコロナ禍における避難行動・熱中症対策、飛沫防止用シート火災予防上の留意事項、消毒用アルコール等の適正な貯蔵・取扱い等を情報発信
- 企業局の広報誌「パイプライン」やホームページで感染症に関する企業局の取組や感染予防対策を情報発信

広報媒体

- 記者会見やプレスリリースによる報道機関を活用した情報発信
- ラジオ・FM滋賀「インフォメーション大津」、ケーブルテレビZTV「ハローOTSU」を活用した情報発信
- テレビ・びわ湖放送での大津市情報番組「光ル☆おおつ」で市長が対策パッケージを情報発信、また、コロナ禍における熱中症予防やごみの分別について情報発信
- 大津市公式LINEで、市長メッセージや市の屋内運動施設等の閉館等について情報発信
- ごみ分別アプリ「分けなび」や子育てアプリ「とも☆育」で情報発信
- YouTube（ユーチューブ）で、記者会見やコロナ禍における避難行動について情報発信

(1) 広報活動

これまでの対応

市長記者会見

- 3月5日 大津市内で初の新型コロナウイルス感染症の発症を受けて開催
- 4月7日 小中学校・幼稚園の臨時休校・休園の決定を発表
- 4月11日・13日・17日 市職員の感染を受けて開催
- 4月21日 本庁舎の閉鎖決定を発表
- 5月7日 本庁舎の業務再開にあたり開催
- 5月11日 大津市新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージを発表
- 5月29日 大津市新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ（第2弾）を発表
- 7月8日 大津市新型コロナウイルス感染症対策パッケージ（第3弾）を発表

その他

- 対象者へ通知により周知
- 自治連合会や観光事業者等と情報共有
- 各施設にポスター等を掲示
- コロナ禍における熱中症対策として、暑さ指数25度以上の日に消防車両等による予防広報を実施

今後の対策

- 広報おおつ8月1日号で市民の皆様への市長メッセージ、新型コロナウイルス感染症対策7月補正予算、特別定額給付金申請期限、接触確認アプリ「COCOA」、感染拡大防止システム「もしサボ滋賀」、帰国者・接触者相談センター等への相談・受診を掲載
- 広報おおつ・ホームページを活用した市民・事業者の皆様が必要とされる情報発信
- 市民・事業者の皆様が利用しやすく分かりやすい動画配信等を活用したホームページによる情報の発信
- テレビ、ラジオ、ケーブルテレビといった広報番組を活用した情報発信の強化
- 記者会見やプレスリリースによる報道機関への積極的な情報提供
- 各部局との連携強化、県との連携による情報共有

(2) 市民相談体制

これまでの対応

- 感染症の影響に対する主な支援を集約した一覧を作成し、窓口の案内に活用するとともに、ホームページへの掲載により市民・事業者の皆様に広く情報提供
- 各部局のよくある質問と回答（FAQ）をホームページに掲載
- 税の窓口等で生活状況を聞き取り市税の徴収猶予や減免制度の受付を実施
- 各課からの情報をコールセンターと共有し、コールセンターが市役所閉鎖時も稼働し対応

月	コールセンター受付件数	うちコロナ関連
2月	7,404件（前年8,373件）	109件
3月	8,594件（前年9,053件）	317件
2・3月計	15,998件（前年17,426件）	426件
4月	9,807件（前年8,746件）	1,641件
5月	10,665件（前年9,349件）	2,799件
6月	12,197件（前年9,629件）	2,732件
7月	10,721件（前年9,928件）	1,340件
4～7月計	43,390件（前年37,652件）	8,512件

コールセンターに寄せられた主な意見

- ・特別定額給付金に関すること
- ・感染防止、医療機関受診、検査、発生状況に関すること
- ・事業者への給付・助成に関すること
- ・本庁舎での感染拡大に関すること
- ・生計維持が困難な方への緊急小口資金の貸付に関すること

今後の対策

- 保健所や各支所にタブレット端末やWi-Fi環境を導入し、オンラインによる相談対応を強化
- 市役所の各窓口や支所において丁寧な説明と適切な窓口を案内

(2) 市民相談体制 —新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援一覧—

新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援一覧 ～大津市民の皆様・事業者の皆様を支援～		
給付・貸付・住居	特別定額給付金	特別定額給付金室 基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている方を対象に一人10万円を給付。申請は郵送(期限は令和2年8月31日・当日消印有効)。 電話077-528-2923
	子育て世帯への臨時特別給付金	子ども家庭課 令和2年4月分(令和2年3月中学校修了の児童がいる場合等は同年3月分)の児童手当を受給の方に対象児童一人につき1万円を給付。申請手続は不要(公務員の方は必要)。 電話077-528-2804
	ひとり親家庭子育て臨時給付金	子ども家庭課 令和2年4月分の児童扶養手当を受給の方に対象児童一人につき2万円を給付。申請手続は不要。所得制限限度額等を超過し、全額支給停止となっている方は対象外。 電話077-528-2686
	同感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金	保険年金課 同感染症に感染(疑い含む)した被保険者のうち被用者に、労務に服することができなかった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、日給相当額の3分の2を支給。 <国民健康保険> 電話077-528-2750 <後期高齢者医療制度> 電話077-528-2687
	就学援助費	学校教育課 市立小中学校、市内在住の滋賀大学附属小中学校・県立中学校在籍の児童生徒の世帯を対象に学用品費等の一部を援助。前年の収入で審査しますが同感染症で家計が急変した世帯は直近の収入を踏まえ審査。 電話077-528-2967
	貸付	大津市社会福祉協議会 緊急小口資金 <主に休業された方等向け> 貸付上限額は10万円(学校等の休業等の特例20万円)以内。据置期間は1年以内、償還期限は2年以内。貸付利子は無利子。保証人は不要。 電話077-525-9316 総合支援資金(生活支援費) <主に失業された方等向け> 貸付上限額は、2人以上が月20万円以内、単身が月15万円以内。貸付期間は原則3月以内。据置期間は1年以内、償還期限は10年以内。貸付利子は無利子。保証人は不要。
住居	住居確保給付金 生活福祉課 休業等で収入が減少し離職等と同程度の状況にあり、経済的に困窮し住居を失うおそれがある方に、一定期間、家賃相当分の給付金を支給(上限あり)。 電話077-528-2743・2744	
	市営住宅の一時使用	大津市営住宅管理センター 大津市に住所もしくは離職前の勤務地の住所があり、解雇または雇止めで住居の退去を余儀なくされた方を対象に市営住宅を一時的に提供。原則6か月、最長1年まで更新可。 電話077-548-8951
猶予制度等	猶予等	個人市民税・県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、事業所税 収納課 同感染症に納税者・家族が、り患された場合などで、市税の納税が困難な方を対象に徴収の猶予や申請による換価の猶予を実施。 電話077-528-2729
		水道料金・下水道使用料・ガス料金 企業局お客様センター 支払が困難な方を対象に納付期限をひと月延長。 電話077-528-2603
		下水道事業受益者負担金 企業局下水道施設課 支払が困難な方を対象に、一定期間、徴収を猶予。 電話077-528-2765
	猶予・減免	介護保険料 介護保険課 電話077-528-2877
		後期高齢者医療保険料 保険年金課 電話077-528-2687
		国民健康保険料 保険年金課 電話077-528-2652
	法人市民税申告期限延長 市民税課 同感染症の影響で期限までに申告できない場合に申請により申告期限を延長。 電話077-528-2813	
事業者支援	融資	セーフティネット保証 <認定申請先> 商工労働政策課 同感染症の影響で売上が減少している中小企業者への資金繰りを支援。 電話077-528-2754 [4号]売上額20%以上減少 → 融資限度2.8億円 <融資申込先> 金融機関、信用保証協会 [5号]売上額5%以上減少 → 融資限度2.8億円 [危機関連]売上額15%以上減少 → 融資限度2.8億円(別枠)
	優先採択	小規模事業者持続化補助金 <証明申請先> 商工労働政策課 電話077-528-2754 同感染症の影響で売上が減少している事業者を対象に、生産性革命推進事業における補助金を優先採択。要件あり。 <補助金申込先> 中小企業基盤整備機構
	給付・助成・補助	小規模事業者応援給付金 商工労働政策課 売上額が減少した小規模事業者及び個人事業主に対し、売上減少割合に応じて現金を給付。50%以上減少:30万円 30%以上減少:20万円 電話077-528-2754
		中小企業助成金 売上額が減少し、資金の借入れを余儀なくされた中小企業者に対し事業所税資産割額の全部または一部を助成。50%以上減少:全額 30%以上減少:1/2
		テイクアウト・デリバリー事業導入支援補助金 観光振興課(窓口) テイクアウト事業等における飲食の提供並びに宅配業務を導入する事業者を対象に補助。補助率は対象経費の1/2以内。限度額は1事業者10万円。 電話077-528-2756

(3) 対策本部会議

これまでの経緯 ー対応状況と対応方針を共有するため局面に応じて対策本部会議を設置・開催ー

- ◆1月31日 大津市新型コロナウイルス感染症危機対策本部を設置
京都市で感染者が発生したことから設置
- ◆3月 5日 第1回新型コロナウイルス感染症危機対策本部会議
市内で感染者が発生したことから開催
- ◆4月 8日 第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
国の緊急事態宣言により新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく法定の対策本部を設置し翌日に開催
- ◆4月13日 第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
本市職員の新型コロナウイルスの感染が4月11日に1例目、同13日に2例目が確認されたことから開催
- ◆4月17日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
全国を対象に4月16日に発出された国の緊急事態宣言と市職員を含めた市内の感染状況を踏まえて開催
- ◆5月 7日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
国の緊急事態宣言の延長や県の緊急事態措置の実施の考え方を踏まえ、本庁舎の閉鎖期間を経て開催
- ◆5月15日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
緊急事態宣言の一部解除（39県）や県の新たな感染拡大防止策の発表を踏まえて開催
- ◆5月25日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
緊急事態宣言の近畿2府1県の解除、県の「警戒ステージ」の継続を踏まえて開催
- ◆5月26日 大津市新型コロナウイルス感染症危機対策本部に移行
緊急事態宣言の全面解除に伴い、法定ではなく危機管理基本計画に基づく対策本部に移行

(3) 対策本部会議

これまでの対応

- 国や県の考え方、その動向を踏まえて局面に応じて開催
- 下記事項について情報共有
 - ・国の緊急事態宣言や専門家会議の評価、県の緊急事態措置や新たな感染防止対策
 - ・県内・市内の感染状況
 - ・市民・事業者の皆様への影響に関しての各部局の対応状況
 - ・市役所庁舎でのクラスター発生に関する分析及び対策
 - ・貸出を行う市の施設の閉鎖や市のイベントの延期・中止の方針
 - ・新たな組織の発足
 - ・感染拡大防止対策、生活・子育て対策、緊急経済対策を柱とする「大津市新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ」
- 報道機関やホームページ等を通じて市民の皆様への情報提供や市長メッセージを発信
- 会議内容や県内・市内の感染状況について大津市議会と情報共有

今後の対策

- 国、県の動向を見ながら引き続き局面に応じて開催
- 市民・事業者の皆様の声、市民生活・経済の影響、人権への配慮等、各部局が抱える課題について情報共有
- これまでの対応・課題を踏まえ、先を見据えた職員体制や支援策、感染防止対策等の対策・対応方針の決定及び情報共有

(4) 施設業務

これまでの経緯 —貸出を行う市の施設を閉鎖—

- ◆ 2月26日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に係る本市の対応方針決定
「県が主催するイベント開催の考え方と開催時の対策」に基づき各施設で感染防止対策を講じる
- ◆ 3月 4日 施設使用料・利用料金の取扱い方針を決定
感染拡大防止の目的で施設利用者が使用を取りやめた場合の使用料等は原則徴収しない
- ◆ 3月12日 対策を追加する方針を決定
チェックリスト等で発熱等がある場合は利用の取りやめの要請を徹底。市外在住者に利用を控えるよう要請
- ◆ 3月24日 対策を追加し4月7日までこれまでの対策を継続する方針を決定
開館は3つの「密」の回避対策の可否を検討の上で個別に判断、回避対策の利用者への周知を対策に追加
- ◆ 4月 3日 5月6日までこれまでの対策を継続する方針を決定
4月1日の政府の専門家会議の提言等を踏まえ決定
- ◆ 4月14日 4月15日から5月6日まで屋内運動施設及びホール等の閉館方針を決定
市内の感染者の急増により決定
- ◆ 4月17日 屋外施設を含めた貸出を行う市の施設の5月6日までの閉鎖方針を決定
さらなる感染拡大防止のため屋外施設についても実施
- ◆ 4月21日 貸出を行う市の施設を5月31日まで閉鎖する方針を決定
市内の感染状況を踏まえ閉鎖期間を延長
- ◆ 5月22日 施設閉鎖を順次緩和する方針を決定
滋賀県の「コロナとのつきあい方滋賀プラン」の対応方針を踏まえ決定

(4) 施設業務

これまでの対応

- 3つの密の防止策「密閉空間にしないためのこまめな換気」「密集した空間とならないための環境の整備」「密接場所を作らないための入場制限や滞在時間の制限」の実施
- マスク着用、手指消毒、手洗い励行、施設内消毒、座席間隔の確保といった感染防止対策を実施
- 施設利用チェックリストやチラシの掲示等で発熱や咳症状がある場合は利用を取りやめるよう要請を徹底
- 貸出を行う市の施設を閉鎖
- 令和2年3月3日以降の使用に係るもので、5月31日までに使用の取止めの申し出があった場合に施設使用料・利用料金を返金・還付
- 県外在住者に対して利用を控えていただくよう要請
- 利用者の連絡先の把握、新型コロナウイルス感染拡大防止システムLINE「もしサポ滋賀」を活用
- 感染症発生時の対応や感染予防、安全対策にかかるマニュアルの作成

今後の対策

- 国・県の動向を踏まえ、施設の閉鎖・制限の緩和について適切に対応
- マスク着用や手指消毒、座席間隔の確保等、引き続き適切な感染防止対策を実施
- 各施設のトイレ手洗い場の蛇口自動化の推進
- 感染症発生時の対応や安全対策にかかるマニュアルを随時更新

(5) イベント

これまでの経緯 ー市のイベントを延期・中止ー

- ◆2月21日 イベントの開催に関する大津市民の皆様へのメッセージ発出
開催にあたってアルコール消毒薬の設置等感染機会を減らすための工夫を講じていただくよう周知
- ◆2月26日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に係る本市の対応方針決定
「県が主催するイベント開催の考え方と開催時の対策」を基準に各部局で個別に開催の延期・中止を検討
- ◆2月28日 児童生徒等が参加のイベントを3月24日まで原則中止の方針を決定
幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校の児童生徒等が参加する市主催イベントを3月24日まで原則中止
- ◆3月24日 対策を追加し4月7日までこれまでの対策を継続する方針を決定
3つの「密」を徹底的に回避する対策を行えるか検討した上で個別に判断し開催を決定する旨対策に追加
- ◆4月 3日 5月6日までこれまでの対策を継続する方針を決定
4月1日の政府の専門家会議の提言等を踏まえ決定
- ◆4月17日 すべての市のイベントの5月6日までの延期・中止を決定
さらなる感染拡大防止のため決定
- ◆4月21日 延期・中止を5月31日まで継続する方針を決定
市内の感染状況を踏まえ延期・中止期間を延長
- ◆5月29日 6月1日以降段階的に緩和する方針を決定
滋賀県の「コロナとのつきあい方滋賀プラン」の対応方針を踏まえ決定

(5) イベント

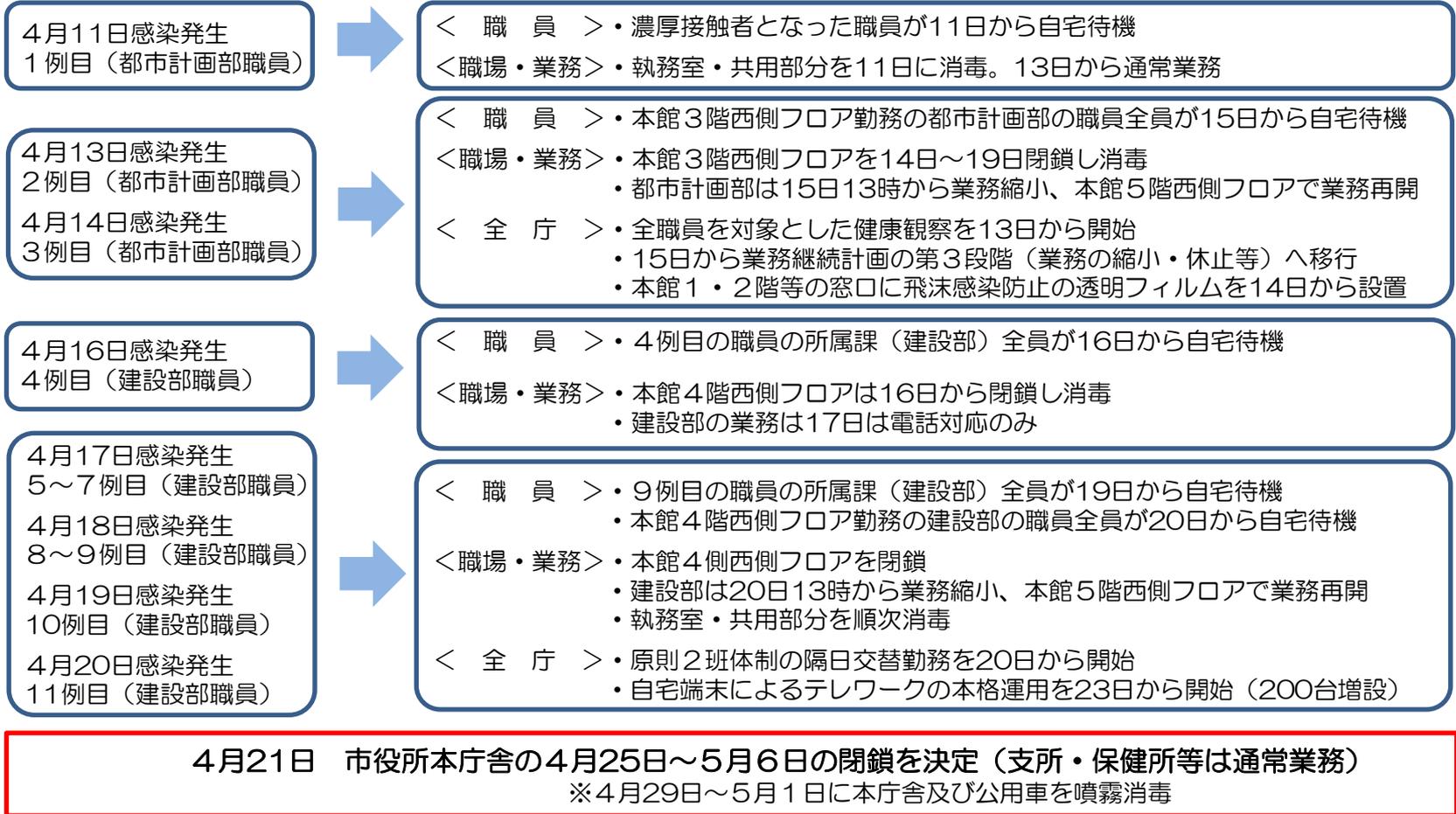
これまでの対応

- 市内の感染状況や国・県の動向を踏まえ開催の可否を決定
- 3つの密の防止策「密閉空間にしないためのこまめな換気」「密集した空間とならないための環境の整備」「密接場所を作らないための入場制限や時間短縮」の実施
- マスク着用、手指消毒、参加者の検温、座席間隔の確保、受付の間仕切の設置といった感染防止対策を実施
- 施設利用チェックリストやチラシの掲示等で発熱や咳症状がある場合は参加を取りやめるよう要請を徹底
- 参加者の連絡先の把握、新型コロナウイルス感染拡大防止システムLINE「もしサポ滋賀」を活用
- Web会議アプリ「Zoom」等を活用したインターネットでの開催
- 感染防止啓発チラシの掲示・配布、事前申込者への電話連絡

今後の対策

- 市内の感染状況や国・県の動向、参加者の府県をまたいだ移動等を総合的に判断し開催の可否を決定
- マスク着用や手指消毒、参加者の検温や座席間隔の確保、発熱や咳症状がある場合の参加取りやめの要請等、引き続き適切な感染防止対策を実施
- 感染防止対策を講じることができない場合は中止
- 8月31日までは広域的な祭等は開催せず、人数上限5,000人を目安に、屋内は定員の50%以内、屋外は概ね2mの十分な間隔を確保した上で開催
- 全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベント開催予定の場合は滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターに相談
- インターネットを活用し教室等を開催

(6) 市役所業務 —市役所本庁舎の閉鎖～感染拡大を防止～



(6) 市役所業務

これまでの対応

組織

- 業務継続計画（BCP）の発動、人員の重点配置
- 新たな組織を4月20日に発足
 - ・特別定額給付金室（一人当たり一律10万円の特別定額給付金の給付を目的 4月30日に名称変更）
 - ・新型コロナウイルス対策室（新型コロナウイルスの感染拡大防止、保健所機能の維持等を目的）

感染防止（設備）

- 庁舎内感染発生時の立ち入り禁止区域の形成（4月13日～）
- 庁舎内感染発生時の仮執務室の設置（電気・電話等の配線・設定工事 4月14日・18日・24日）
- 飛沫感染防止用シートの配布（4月14日～）・撤去の指示（6月11日）
- 窓口・執務室のパーテーション（間仕切り）の設置
- 窓口用飛沫感染防止対面仕切り板設置（6月5日税の窓口・保険年金課・障害福祉課、6月10日戸籍住民課）
- 窓口用飛沫感染防止アクリルパーテーションの配布（182枚 6月11日～）
- 職場の分散（2交替制勤務、在宅勤務（テレワーク）、時差勤務、会議室や支所での臨時執務室の開設）
- 窓口の椅子の増設、座席間隔の確保
- Web会議システム1セット・Web会議用タブレット10台を運用
- A I 検温及びマスク検知システムの試行的設置

庁舎等消毒

- 職員による消毒作業の実施（4月11日・13日～15日・17日～19日）
- 消毒作業の業者委託・実施（4月11日・14日・15日・17日）
- 公用車出庫入庫時の消毒実施（4月16日～）
- 全館噴霧消毒の業者委託・実施（4月20日・29日～5月1日）
- 職員による全共用公用自動車の噴霧消毒の実施（4月29日）
- 手指消毒液の確保、庁舎の出入口7箇所手指消毒液配備
- 机・椅子・液晶パネル等の窓口備品、電話・パソコン等の共用備品消毒

(6) 市役所業務

これまでの対応

感染防止（取組）

- マスク着用、手洗い励行、手指消毒、窓口・カウンター等の消毒、執務室の換気等、職場内外での感染防止対策の徹底
- 職員の健康観察、電子申請による職員の発熱等症状の報告
- チラシ・ポスターの掲示、朝礼での注意喚起
- 庁内放送による注意喚起（4月20日～・職員が1日3回放送、6月16日～・自動音声で1日4回放送）
- 会議・説明会・研修会等の延期・中止・時間短縮での実施、書面・オンラインによる開催
- 郵送・オンラインによる申請等の受付

消防局

- 消防局新型コロナウイルス感染症対策行動計画策定（1月23日）
- 消防局新型コロナウイルス対策業務継続計画策定（3月31日策定、4月14日発動、6月1日・15日発動一部解除）
- 陽性患者（疑い含む）救急搬送対応
 - ① 新型コロナウイルス感染症患者移送救急隊の設置（4月9日）
 - ② 新型コロナウイルス感染症陽性患者移送対応要領作成（4月14日）
 - ③ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う心肺停止傷病者への対応マニュアル策定（5月4日）

支所

- 支所応援職員派遣のための職員兼務体制の確保（5月11日～）・補充（6月1日～）
- 特別定額給付金等対応のための会計年度任用職員の任用（6月8日～）
- 新型コロナウイルス特設情報コーナーの設置（6月22日～）
- 消毒液・フェイスシールド・手袋の配備、窓口・執務室にビニールカーテン・パーテーション（間仕切り）を設置

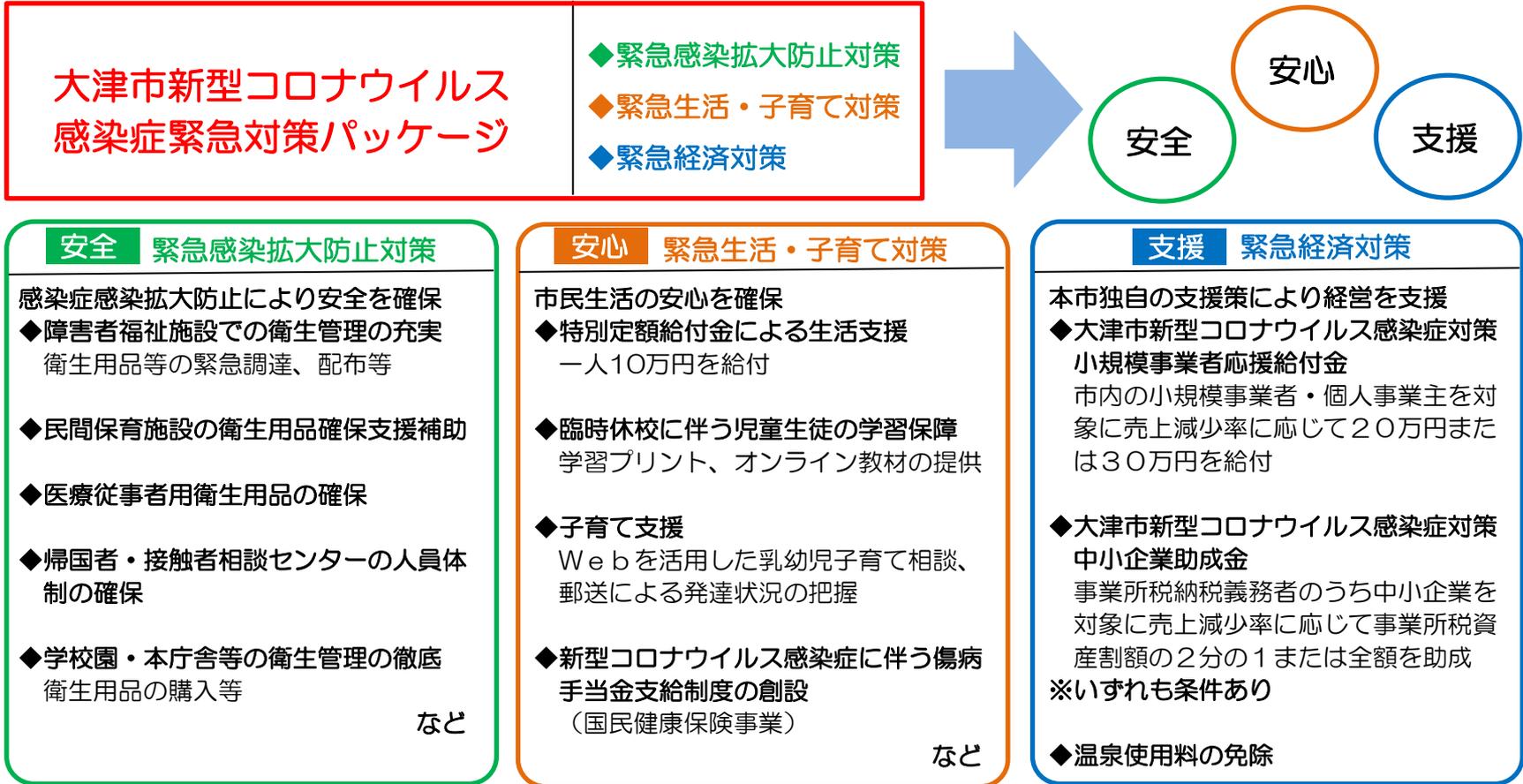
(6) 市役所業務

今後の対策

- 業務継続計画の見直し（業務の優先度の精査や庁舎閉鎖時の対応、必要な人員配置や応援体制の構築等）
- テレワークやWeb会議、LoGoチャット等、ICTを活用した在宅勤務の業務効率の更なる向上にむけた検証
- 電子申請の対象範囲の拡大と業務の効率化を図るとともに、申請しやすい仕組みの導入等について検討
- Webシステム2セット・Web会議システム20台を追加し、Web会議の利用を拡大
- 赤外線サーモグラフィカメラ等の非接触型体温測定の運用に係る調査
- 庁舎便所手洗い・小便器自動水洗化、庁舎内換気扇設置・修繕
- ごみコールセンターの電話回線緩和のため、オペレーターの増員、LINE等を活用した大型ごみ予約システムを構築
- 支所において窓口用タブレット端末を導入、窓口飛沫感染防止対策アクリル板設置

(7) 緊急対策（生活、経済・「新しい生活様式」） —5月補正予算・緊急対策パッケージ—

市では、市民の皆様の命と暮らしを守るため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策や市内中小企業者等を対象とした本市独自の支援、特別定額給付金などの「大津市新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ」を編成



(7) 緊急対策（生活、経済・「新しい生活様式」） - 6月補正予算・緊急対策パッケージ（第2弾） - Lake Biwa

市民の皆様の命と暮らしを守るため、新型コロナウイルス感染症の再度の拡大への備え、本市独自の臨時給付金を含む子育て対策や事業者の新たな活動への支援などの「大津市新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ」の第2弾を編成

大津市新型コロナウイルス
感染症緊急対策パッケージ
〔第2弾〕

- ◆緊急感染拡大防止対策
- ◆緊急生活・子育て対策
- ◆緊急経済対策



安全 緊急感染拡大防止対策

- 感染症感染拡大防止により安全を確保
- ◆地域外来・検査センターの設置運営
PCR検査体制の充実に向けた取組
(ドライブスルー方式による検体採取)
 - ◆新型コロナウイルス感染症対応医療機関支援金
 - ・感染症患者の入院、治療を実施した医療機関：入院患者1人につき10万円
 - ・帰国者・接触者外来を設置した医療機関：1医療機関あたり50万円
(※寄附金の一部を活用)
 - ◆医療用ガウン代替品の製作
交替勤務の市職員によりビニール袋を活用したガウン代替品を製作し、市内医療機関に配布(10,000枚製作済)

安心 緊急生活・子育て対策

- 市民生活の安心を確保
- ◆子育て世帯への臨時特別給付金による生活支援
児童1人につき1万円を給付
 - ◆ひとり親家庭への市独自の臨時給付金
児童1人につき2万円を給付
 - ◆住居確保給付金の拡大・相談体制の強化
休業等で収入が減少し、住宅を失うおそれのある方への支援策
 - ◆オンライン学習の推進
必要な家庭への学校PC端末の貸与と家庭の通信環境の整備補助金：上限1万円
 - ◆学習用端末の配備
小学生4～6年生、中学生全生徒に配備
 - ◆学校給食の再開に伴う6月中の緊急対応給食の無償提供

支援 緊急経済対策

- 事業者への経済支援と雇用の確保
- ◆テイクアウト・デリバリー事業を導入する事業者への補助金
「新しい生活様式」を目指したテイクアウト、デリバリーを開始する事業者への支援策：上限10万円
 - ◆感染症の影響による失業者等の職員への採用
離職された方や採用内定の取り消しを受けた方の就業支援(事務・技術職)
 - ◆公共工事および物品購入の早期発注
地域経済に資するため、例年より前倒した発注を促進。特例小額工事・設計委託等の契約手続きを迅速化

(7) 緊急対策 (生活、経済・「新しい生活様式」) — 7月補正予算・対策パッケージ (第3弾) — Lake Biwa

市民の皆様の命と暮らしを支えるため、感染症の第2波・第3波に備えた感染防止対策や市民生活・子育て対策、経済活動の回復と「新しい生活様式」導入に向けた支援策をまとめた「大津市新型コロナウイルス感染症対策パッケージ」の第3弾を編成

**大津市新型コロナウイルス感染症
対策パッケージ〔第3弾〕**

- ◆感染防止対策
- ◆生活・子育て対策
- ◆経済・「新しい生活様式」対策


安全 感染防止対策

- ◆避難所の感染リスク低減等対策 **2,370万円**
テント、段ボールベッド等の新たな整備と衛生用品 (消毒液等) の更なる確保
- ◆公共施設トイレ手洗場等改修 **2,396万円**
本庁舎・市民センター等で利用頻度が高いトイレ手洗場蛇口自動化等改修
- ◆民生委員児童委員の見守り活動の促進に向けた対策 **535万円**
見守り活動時に使用する衛生用品の購入
- ◆小中学校トイレ清掃消毒委託 **4,365万円**
隔日清掃の実施
- ◆市立小中学校再開に伴う対策 **8,450万円**
保護者等との連絡体制の強化や「3密」対策を施した学校教育活動の実施に向け、1校あたり100～200万円の対策【国1/2】
- ◆市立幼稚園再開に伴う対策 **1,450万円**
「3密」対策を施した園内活動の実施に向け、1園あたり50万円の対策【国10/10】

安心 生活・子育て対策

- ◆高齢者等タクシー移動時支援 **2億1,187万円**
75歳以上の高齢者、難病患者、障害者、妊婦、小児慢性特定疾病患者に対してタクシー利用券を臨時的に交付 (500円券×6枚)
- ◆介護サービス事業所支援給付金 **2,425万円**
介護報酬額の減収が大きい事業所に、介護報酬月額に応じた5～30万円の4段階の支援
- ◆オンラインによる相談対応の強化 **1,263万円**
本庁・市民センター間や保健所業務におけるオンライン相談対応の強化
- ◆ひとり親世帯臨時特別給付金 **4億1,026万円**
国の補正予算 1世帯5万円 (第2子以降は更に1人につき3万円) 基本給付など【国10/10】
- ◆民間保育施設への支援補助 **2億3,968万円**
衛生用品購入等の感染症対策支援【国県補助】
- ◆民間児童クラブへの支援補助 **4,265万円**
衛生用品購入等の感染症対策支援【国県補助】

支援 経済・「新しい生活様式」対策

- ☆ウエディング応援事業 **1,050万円**
「新しい生活様式」に沿った結婚披露宴等を市内の会場で開催した方への応援金 (1組あたり5万円で200組)
- ◆商工団体等提案事業補助 **3,000万円**
販路開拓等の事業者支援や、地域消費喚起等の団体の取組みに対する補助 (1団体1提案あたり上限150万円)
- ◆Go To Travel キャンペーンに合わせた観光プロモーション推進事業 **1,009万円**
Go To クーポン活用促進事業等
- ◆「宅配バッグ」普及事業 **600万円**
「新しい生活様式」の定着と環境負荷低減対策
- ☆非来館型の図書館サービス整備 **2,967万円**
図書館システムから利用可能な電子図書及びオーディオブックの導入 (各5,000タイトル)

☆ 若手職員提案事業 「コロナに負けるなプロジェクト～大津を元気に～」

(7) 緊急対策（生活、経済・「新しい生活様式」）

これまでの対応

給付・住居

- 1人10万円の特別定額給付金を給付【特別定額給付金室】
- 児童手当受給の方に対象児童一人につき1万円の子育て世帯への臨時特別給付金を給付【子ども家庭課】
- 児童扶養手当受給の方に対象児童一人につき2万円のひとり親家庭子育て臨時給付金を市独自に給付【子ども家庭課】
- 国民健康保険・後期高齢者医療制度被用者への傷病手当金の支給【保険年金課】
- 学用品費等の一部を援助する就学援助費について、国通知に応じた当初認定申請期限の延長（4月10日→6月30日）や感染症に伴い家計が急変された方は見込み収入で審査【学校教育課】
- 休業等で収入が減少し離職等と同程度の状況にあり、経済的に困窮し住居を失うおそれがある方に、一定期間、家賃相当分の住居確保給付金を支給【生活福祉課】
- 大津市に住所もしくは離職前の勤務地の住所があり、解雇または雇止めで住居の退去を余儀なくされた方を対象に市独自に市営住宅を一時的に提供【住宅課】

猶予制度等

- 個人市民税・県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、事業所税について、感染症に納税者・家族が、り患された場合などで、市税の納税が困難な方を対象に徴収の猶予や申請による換価の猶予を実施【収納課】
- 感染症の影響により生活が困窮されている方等への水道料金・下水道使用料・下水道事業受益者負担金・びわ湖ブルーエナジー(株)を小売事業者とするガス料金の支払猶予を実施【企業局料金収納課・企業局下水道施設課】
- 介護保険料について、感染症に納付義務者・家族が、り患された場合などで、納付が困難な方を対象に徴収の猶予や減免を実施【介護保険課】
- 国民健康保険・後期高齢者医療制度保険料について、感染症に納付義務者・家族が、り患された場合などで、納付が困難な方を対象に徴収の猶予や減免を実施【保険年金課】
- 法人市民税、事業所税について、感染症の影響で期限までに申告できない場合に申請により申告期限を延長【市民税課】

(7) 緊急対策（生活、経済・「新しい生活様式」）

これまでの対応

事業者支援

- セーフティネット保証（感染症の影響で売上が減少の中小企業者への資金繰りを支援）【商工労働政策課（認定申請）】
 - <4号>売上額20%以上減少は融資限度2.8億円
 - <5号>売上額5%以上減少は融資限度2.8億円
 - <危機関連>売上額15%以上減少は融資限度2.8億円（別枠）
- 小規模事業者持続化補助金（感染症の影響で売上減少の事業者に生産性革命推進事業における補助金を優先採択）【商工労働政策課（証明申請）】
- 小規模事業者応援給付金（売上額減少の小規模事業者・個人事業主に売上減少割合に応じて50%以上減少は30万円、30%以上減少は20万円を給付）【商工労働政策課】
- 中小企業助成金（売上額が減少し資金の借入れを余儀なくされた中小企業者に事業所税資産割額の50%以上減少は全額、30%以上減少は1/2を助成）【商工労働政策課】
- テイクアウト・デリバリー事業導入支援補助金（テイクアウト事業等における飲食の提供並びに宅配業務を導入する事業者に対象経費1/2以内、1事業者10万円を限度に補助）【商工労働政策課】
- 感染症の影響で離職や採用内定取消となった方を対象に緊急雇用対策として11月採用（予定）の市職員を募集【人事課】
- 地域経済活性化対策として、公共工事及び物品購入等の発注処理を前倒して早期発注を実施【契約検査課】
 - ※道路・河川管理課では7月6日現在で140件・1億4,400万円の公共工事を早期発注
- 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う令和3年度向けの税制上の措置についての対応【資産税課】
 - ・中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置（令和3年度課税分）
 - ・生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長対応
（事業用家屋と構築物を特例措置の対象に追加、令和2年度までの期限を令和4年度まで延長）
- おごと温泉エリアの旅館・ホテルに本市が供給している温泉水の使用料の免除（6か月）【観光振興課】

(7) 緊急対策（生活、経済・「新しい生活様式」）

これまでの対応

その他

- 国の緊急経済対策における税制措置に伴う市税条例を改正（寄附金控除の新設、住宅ローン減税の延長、軽自動車税環境性能割軽減措置の延長）【市民税課】
- 各種給付金の迅速な支給に向けて指定金融機関等と連絡調整【出納室】
- 妊婦の方に国からのマスク、大津市への寄付のマスクを配布【保健所健康推進課】
- 里帰り出産が困難な家庭への家事育児支援サービスを実施【保健所健康推進課】
- 乳幼児健診の休止に伴う子育て支援として郵送により発送状況を把握【保健所健康推進課】
- 障害福祉サービス事業所等にマスク、消毒液を配布【障害福祉課】
- 特別支援学校等の臨時休業により生じた放課後等デイサービスの利用者負担経費を補助【障害福祉課】
- 地域活動支援センター及び日中一時支援事業所に対する受入体制強化支援【障害福祉課】
- 在宅就労を支援するため、就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワーク等の導入を支援【障害福祉課】
- 国の事務連絡に基づき、保護の申請相談・訪問調査・医療券方式の取扱い等の対応について変更【生活福祉課】
- 厚生労働省通知に基づき、令和2年4月末～6月末の有効期限を有する要介護（要支援）更新対象者について、前回と同じ介護区分のまま有効期間を12か月延長【介護保険課】
- 厚生労働省から発信の介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて事業所へ情報提供【介護保険課】
- 国民年金の免除申請の簡易受付【保険年金課】
- 特定医療費受給者（指定難病）の更新時期を1年延長【保健所保健予防課】
- 下水道排水設備指定工事店・指定ガス工事店の指定の更新手続（指定期間）の延長【企業局お客様設備課】
- 寄付金の受付、市民周知【企画調整課】

(7) 緊急対策（生活、経済・「新しい生活様式」）

今後の対策

- 段階に応じた臨機応変な補正予算の編成について議会と連携した中で早期対応【財政課】
- 職員のモチベーションと創造力の向上を図り、政策に反映する仕組みづくりの構築【人事課】
- 避難所の感染リスク低減のためのテント、段ボールベッドと衛生用品（消毒液等）の確保【危機・防災対策課】
- 民生委員児童委員の見守り活動時に使用する衛生用品を購入【福祉政策課】
- 75歳以上の高齢者、難病患者、障害者、妊婦、小児慢性特定疾病患者にタクシー利用券を臨時的に交付（500円券×6枚）
【長寿政策課・保健所保健予防課・障害福祉課・保健所健康推進課】
- 障害福祉サービス事業所等へのマスク、消毒液の配布を含む衛生管理体制確保支援等事業を実施【障害福祉課】
- 就労系障害福祉サービス事業所における生産活動の活性化支援【障害福祉課】
- 障害福祉サービス事業所等の担い手確保支援（失業者に対する就労継続奨励金、就労定着支援金の支給）【障害福祉課】
- 国の補正予算による1世帯5万円等のひとり親世帯臨時特別給付金を給付【子ども家庭課】
- 介護報酬額の減収が大きい介護サービス事業所に、介護報酬月額に応じた5～30万円の4段階の支援を実施【介護保険課】
- 子どもの発達相談について、保護者相談や保護者学習会をオンラインでも実施【子ども発達相談センター】
- 「新しい生活様式」の定着と環境負荷低減 対策を目的とした「宅配バッグ」普及事業を実施【環境政策課】
- 商工団体等が行う販路開拓等の事業者支援や地域消費喚起に向けた事業等の自主的な取組に対して1団体1提案あたり150万円を限度に補助【商工労働政策課】
- Go To Travel キャンペーンに合わせた観光プロモーション推進事業としてのGo To クーポン活用促進事業等【観光振興課】

(7) 緊急対策（生活、経済・「新しい生活様式」）

今後の対策

- 小規模事業者給付金で救済できない事業者については、商工団体等からの情報を参考に実態把握に努め、小規模事業者給付金の締切期限の緩和や新たな支援策については、社会経済の回復状況等を踏まえて判断。フリーランス事業者等は国制度の活用を促進【商工労働政策課】
- 継続的な文化活動と市民に活気を取り戻すことを目指した、文化活動団体による演奏、歌動画の作成【文化・青少年課】
- 感染症が疑われる傷病者の救急搬送等に使用する移送用隔離ベッド（アイソレーター装置）を配備【消防総務課】

<若手職員提案事業 「コロナに負けるなプロジェクト～大津を元気に～」>

- 「新しい生活様式」に沿った結婚披露宴等を市内の会場で開催した方への応援金（1組あたり5万円で200組）【企画調整課】
- 図書館システムから利用可能な電子図書・オーディオブック（各5,000タイトル）を導入【図書館】

(8) 小中学校・幼稚園等

これまでの経緯 ー小中学校・幼稚園の臨時休校・休園ー

- ◆2月28日 小中学校・幼稚園の3月3日～24日の臨時休校・休園を決定
- ◆3月16日 最小限の人数で中学校卒業式を開催
- ◆3月18日 最小限の人数で幼稚園卒園式を開催
- ◆3月19日 最小限の人数で小学校卒業式を開催
- ◆3月25日 中学校の部活動を再開（4月8日からは中止）
- ◆4月 7日 小中学校・幼稚園の4月13日～5月6日の臨時休校・休園を決定
- ◆4月8日～10日 小中学校登校・幼稚園登園（入学・入園式・始業式も実施）
- ◆4月22日 小中学校・幼稚園の5月7日～31日の臨時休校・休園を決定
- ◆6月1日 小中学校分散登校・幼稚園分散登園
- ◆6月8日 小中学校通常登校
- ◆6月8日・9日 幼稚園通常登園
- ◆6月22日 小中学校給食再開

※児童館は小学校の臨時休校に合わせて3月3日～5月31日は臨時休館

※児童クラブは開所し、小学校休校期間中は通所の自粛を要請

※保育園等の保育施設は開園し、4月24日～5月10日は登園自粛を要請、その後6月30日までは家庭保育協力を要請

(8) 小中学校・幼稚園等

これまでの対応

共通

- 通知等により感染症の対応等を保護者等に周知
- 衛生用品の確保、民間児童クラブ・民間保育施設に衛生用品の購入費を補助
- マスク着用、手洗い励行といった感染防止対策を実施
- 感染症発生時の対応表やマニュアルを作成

小中学校

- 臨時休校期間中の登校日設定（5月18日～29日に1、2回）
- 小学1・2年生の臨時預かりを実施
- 春休み中の部活動は感染防止対策を講じた上で校内活動に限定して実施、学校開放は屋外施設のみ実施
- 臨時休校中の家庭学習方針、教育計画の再編方針、修学旅行・校外学習の実施方針、学校再開後の感染症対応方針・体育授業方針・部活動の取組指針の提示
- 学習プリント、オンライン学習教材の提供
- 学校タブレット端末の貸出やオンライン学習通信環境整備補助（上限1万円）の実施
- 給食中止に伴い発生した未使用食材に対する補償・補填
- 社会福祉協議会やフードバンク等との連携による給食未利用食材の活用
- レトルト食材を活用した緊急対応給食の実施
- 給食時の感染防止対策の実施と給食通信等によるメッセージの発信
- 保健所衛生課による学校への衛生啓発（養護教諭対象手洗い講習会、手洗い啓発機器の貸出・資材の配布、手洗い動画の作成）
- 臨時休校措置等の対応基準の作成
- 児童の感染が確認された小学校を臨時休校（7月2日～8日）

療育施設

- 4月27日から登園自粛要請、親子療育希望の場合は特例療育を実施
- 5月18日から感染予防対策を徹底し、規模を縮小して療育を再開
- 6月1日から利用する親子の療育環境や3つの密を避けて療育を実施、段階的に通常療育を実施
- 主催事業で感染が確認された療育施設の園・教室を臨時休園（7月13日～19日）

(8) 小中学校・幼稚園等

これまでの対応

児童クラブ

- 小学1・2年生は、小学校で臨時預かり終了後最長19時まで預かりを実施
- 小学1・2年生と3年生以上を入れ替え制とし、小学校の臨時預かりと役割分担して預かりを実施
- 保育集団を分散するため小学校や幼稚園等の施設を使用し、児童館と子育て総合支援センターから職員を派遣
- 児童の感染が確認された小学校の臨時休校に伴い児童クラブも合わせて休所（7月2日～8日）
- 休校期間中の保育料について、3月は出席日数による日割計算、4月・5月は感染拡大防止を目的に通所の自粛を促すため免除（民間児童クラブの保育料は4月以降通所を自粛した日数分を免除＝補助金で補填）

その他

- 幼稚園では、休園期間中においてやむを得ない理由のある場合は「臨時預かり保育（9時～17時）」を実施
- 保育園等の保育施設で3月から6月まで登園自粛・家庭保育協力により休んだ場合に登園日に応じて給食費を日割り計算
- 子ども家庭相談室・学校・園と連携した要支援・要保護児童等の安全確認及び支援を実施
- 子どもの居場所づくり事業における、子どもが安全に過ごす場所を確保するための利用日数を拡大（週2日 → 週5日）

今後の対策

- 民間保育施設、児童クラブへの衛生用品購入等の感染症対策支援補助の実施
- 保護者との連絡体制の強化や「3密」対策を施した学校教育活動の実施に向け、小中学校1校あたり100万円～200万円、幼稚園1園あたり50万円の対策
- 小中学校トイレ清掃消毒委託による隔日清掃の実施
- 就学時健康診断の会場の増設や学校医及び補助者の増員
- 給食用食材の発注方法の検討、食材納入業者との協議・連携
- 国の第2次補正予算を活用した子どもの学習・支援事業（主にトワイライトステイ）の拡充に向けて速やかに国と協議

8. 業務継続計画の見直し

これまでの経緯

- ◆平成21年10月に「新型インフルエンザ等対策業務継続計画」を策定
- ◆平成26年6月に「大津市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成
- ◆令和2年4月15日に新型コロナウイルス感染症の発生に伴い暫定版として一部改定
 - ・業務継続計画における体制の移行は、発症者の状況等を勘案し市長が判断
 - ・職員の感染リスク低減のため、2交替制勤務や在宅勤務、執務室の分散を実施

これまでの経緯を踏まえ見直し



- ◆発生段階別を5段階から6段階に
- ◆「BCP本部会議」を新設
(BCPの発動と停止の決定、業務の中断と再開や優先業務への職員の再配置指示等)
- ◆保健所の体制強化(発生段階ごとの具体的な職員体制を明記)
- ◆2交替制勤務への移行(2交替制移行時の判断基準と意思決定のプロセス、ICT等の活用)
- ◆施設・執務室の閉鎖に伴う代替措置(サテライトオフィス・フリースペースの設置、指定管理者施設に対応)
- ◆職員の感染拡大防止対策、感染時の対応(職員の健康観察やPCR検査報告フロー、感染発生・本庁舎閉鎖時の想定)
- ◆市民等への情報提供
(職員の感染発生や施設閉鎖時等の情報伝達フロー、市議会・報道機関・障害者等の要配慮者への情報提供)
- ◆感染者拡大時に優先度Aの業務に加えて、新たに発生する業務を「S」業務として位置付け

内容を充実



市では、感染拡大時の対策を迅速に実行できるように、業務継続計画を見直し、市民の皆様、事業者の皆様に取り添った取組を時期を逸することなく推し進めていきます